

令和 8 年

第 3 回

# 富里市農業委員会議事録

令和 8 年 3 月 1 0 日（火）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

## 富里市農業委員会総会議事録（第3回）

日 時 令和8年3月10日（火）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

- 議 事
- 1 議事録署名委員の指名
  - 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
  - 6 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について
  - 7 議案第6号 富里市標準農作業料金（案）について
  - 8 議案第7号 非農地判断について
  - 9 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について
  - 10 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について
  - 11 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

農業委員

出席（7名）

1番	欠員	2番	田口榮一
3番	秋元和子	4番	森田孝子
5番	伊井義則	6番	塩澤英一
7番	津田博明	8番	相川克義

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和8年第3回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は7名中7名ですので、会議は成立しております。

(午後1時23分)

---

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

秋元 和子 さん、森田 孝子 さん、以上の諸君にお願いします。

---

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1から4を議題とします。

なお、本件については、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1から4と関連がありますので、一括議題とします。

採決は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1から4及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1から4を分割して行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1から4及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1から4について、塩澤委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

塩澤委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1から4及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1から4と関連がありますので、一括で書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は塩澤です。概要は議案書のとおりです。申請理由は、営農型太陽光発電設備の更新案件です。申請地の位置は、区分地上権設定1、3及び4については、実の口交差点を八街市方面へ約500メートル進んだ左側に位置します。区分地上権設定2については、実の口交差点を左折して約500メートル進んだ右側に位置します。営農型太陽光発電設備はすでに設置済みであり、追加の工事等はありません。下部農地には柵が作付けされておりました。

た。定植されたばかりのものもあり、多少雑草がありました。撤去工事費用も確保されていました。営農型太陽光発電設備は適正に運用されており、一般基準を満たしていると考えます。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定いたしました。

---

議 長 次に、区分地上権設定2について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定いたしました。

---

議 長 次に、区分地上権設定3について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定いたしました。

---

議 長 次に、区分地上権設定4について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定いたしました。

---

議長 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

---

議長 次に、一時転用を伴う賃貸借権設定2について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

---

議長 次に、一時転用を伴う賃貸借権設定3について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

---

議長 次に、一時転用を伴う賃貸借権設定4について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

---

なお、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1から4については、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1から4について、千葉県知事による許可・不許可と調整をし、仮に不許可と

なった場合には、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1から4を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整をし、交付することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第2号

議 長 日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、転用1を議題とします。

農業委員会等に関する法律第31条第1項及び富里市農業委員会会議規則第11条の規定により、塩澤 英一君の退場を求めます。

(塩澤 英一君退場)

伊井委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

伊井委員 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、転用1について書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は伊井です。概要は議案書のとおりです。転用事由としては、施設の老朽化が進み新規に仔豚用施設を設置する必要があるためです。申請地の位置は、四区集会所から南へ約200メートルに位置します。仔豚用豚舎16棟のうち、14棟は取壊し新規に12棟を設置する。残りの2棟はそのまま利用する。既存豚舎が自己所有農地であり、申請農地以外での利用可能な土地は無く、進入路は市道により確保されています。第三者の権利はありません。転用面積は適当と思われれます。土砂搬入計画は無く、工事期間中の防災計画は近隣に被害が出ないように配慮するとのこと。資金計画については、すべて自己資金で事業総額を上回る残高証明の添付にて確認をしました。

以上、報告を終わります。

事務局 本案件について補足説明をいたします。本案件は平成15年7月30日付けで農業振興地域整備計画の用途変更の手続きは行いましたが農地法の手続きを行っていなかったため、既存の施設についても追認という形で新規の施設と併せて許可申請をするものです。事前に事務局と印旛農業事務所企画振興課で打合せを行い、申請内容は適当という意見をいただいています。始末書も添付されており農地転用関係事務指針上、不許可には当たらない案件とのこと。

説明は、以上です。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

塩澤 英一君の入場を許します。

(塩澤 英一君入場)

---

#### ◎議案第3号

議長 日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について関連がありますので、所有権移転1及び2を一括議題とします。

農業委員会等に関する法律第31条第1項及び富里市農業委員会会議規則第11条の規定により、森田 孝子さんの退場を求めます。

(森田 孝子さん退場)

採決は、所有権移転1及び2を分割して行います。

伊井委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

伊井委員 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1及び2について書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は伊井です。概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。転用事由は、特定建築条件付売買予定地で、41棟の分譲が目的となります。申請地の位置は、千葉信用金庫富里支店から北へ約300メートルに位置します。農業振興地域除外関係につきましては、平成10年6月10日付けで全体見直しとなっております。資金計画については、すべて自己資金で事業総額を上回る残高証明の添付にて確認をしました。工事期間中については、土砂の流出、粉じん等の防止に努めます。排水計画は、雨水は浸透貯留槽、雑排水は合併浄化槽を設置します。日照、通風等を考慮しブロック積みとして上部はフェンスとします。事前に事務局と印旛農業事務所企画振興課で打合せを行い、許可の見込みはあ

るとの意見をいただいております。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより所有権移転1を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

---

議 長 次に、所有権移転2を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

森田 孝子さんの入場を許します。

(森田 孝子さん入場)

---

議 長 次に、所有権移転3を議題とします。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

塩澤委員 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転3について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は塩澤です。概要は議案書のとおりです。転用事由としては、店舗兼用住宅が目的となります。申請地の位置は、富里中央公園から北へ約100メートルに位置します。土地選定としては、現在の店舗事務所が老朽化しており、申請地は富里市役所に近くバス路線が利用可能など店舗営業に適しているためです。農業振興地域除外関係につきましては、平成10年6月10日付けで全体見直しとなっており、資金計画については、すべて自己資金で事業総額を上回る残高証明の添付にて確認をしました。上水は公共上水道を使用し、土堰堤により雨水や土砂の流出を防ぎます。雑排水等は合併浄化槽を設置します。日照、通風

等による支障はありません。

以上、報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

---

議長 長 次に、賃貸借権設定1を議題とします。

津田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

津田委員 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、賃貸借権設定1について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は津田です。概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請理由は、過去に太陽光発電設備の進入路として許可を受け、一時転用として土地利用を計画していましたが、運用開始後の維持管理や保守作業を安全かつ円滑に行うため、恒久転用の申請をするものです。申請地の位置は、インターナショナルリゾートホテルから東へ約300メートルに位置しています。農業振興地域除外関係につきましては、平成10年6月10日付けで全体見直しとなっております。以上のことから、本案件は許可相当と思われれます。

以上、報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

議長 次に、使用貸借権設定1を議題とします。

津田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

津田委員 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借権設定1について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は津田です。概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は夫婦であり、申請理由は専用住宅です。申請地の位置は、南七栄NT入口交差点から西へ約300メートルに位置しています。現在居住している住宅に隣接しており一体的に利用可能で合理的です。周辺の土地についても検討を行ったが適地は見つからなかったとのことです。資金計画については、すべて自己資金で事業総額を上回る残高証明の添付にて確認をしました。雨水は浸透枳により処理し、雑排水等は合併浄化槽を設置します。以上のことから、本案件は許可相当と思われれます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありますか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

#### ◎議案第4号

議長 日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1を議題とします。

津田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

津田委員 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は津田です。概要は議案書のとおりです。申請地の位置は、富里南中学校から北へ約100メートルに位置しています。申請理由は、当初は農作物保管庫の設置でしたが、昨今

の異常気象による農作物の育成変化が著しく、収穫時期の変化に対応するため冷蔵庫を含めて設置したいとのことです。以上のことから、本案件は許可相当と思われます。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

---

◎議案第5号

議 長 日程第6 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について、御説明いたします。本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和8年2月20日付けにて、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案の適否についてを依頼されたものです。内容につきましては、次第の16ページから17ページに記載のとおりです。

説明は、以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

---

◎議案第6号

議 長 日程第7 議案第6号 富里市標準農作業料金（案）についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号 富里市標準農作業料金（案）について、御説明いたします。本案件につきましても、農作業受委託を行う際の目安として、農地法第52条の規定に基づく情報の提供等として公表するものです。一般社団法人千葉県農業会議による令和8年度地域別標準農作業料金に準拠し、該当部分を抜粋して設定しました。標準農作業料金となりますので、あくまでも参考資料として活用していただくものです。

説明は、以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

（発言する者なし）

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

---

◎議案第7号

議 長 日程第8 議案第7号 非農地判断についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号 非農地判断について、御説明します。国の通知において、現地パトロールや利用状況調査の結果、すでに森林の様相を呈するなど農業上の利用を図ることが見込まれない農地があった場合に、農業委員会は当該農地について農地に該当しない旨の判断を行った上で、農地台帳から除外することとされています。

次第の20ページに記載の土地2筆については、現地パトロールや利用状況調査で現況山林と確認しており、農地としての再生利用が困難であると思われまますので、非農地とするのが相当と思われまます。

説明は、以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎報告第1号

議 長 日程第9 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について、御説明します。次第の21ページに記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

説明は、以上です。

議 長 報告第1号について質問等はありませんか。

(発言する者なし)

ないようですので、了解いただきたいと存じます。

---

#### ◎報告第2号

議 長 日程第10 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について、御説明します。次第の22ページから23ページに記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

説明は、以上です。

議 長 報告第2号について質問等はありませんか。

(発言する者なし)

ないようですので、了解いただきたいと存じます。

---

◎報告第3号

議 長 日程第11 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御説明します。次の24ページに記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

説明は、以上です。

議 長 報告第3号について質問等はありませんか。

(発言する者なし)

ないようですので、了解いただきたいと存じます。

---

◎閉 会

議 長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後1時58分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員